タクシーご利用の皆様へ

毎度ご乗車ありがとうございます。

このたび、当地区のタクシー運賃が下記の通り改定され、 平成19年12月10日から実施することになりました。 業界は、安全輸送とサービスの向上に、より一層の努力を いたしますので、今後とも変わらぬご愛顧の程お願い申し 上げます。 A the EA

記

改 定 運 賃 (山梨県A地区)

| 種別 | 車 種 | 上 限 運 賃 及 び 料 金 |
|--------------------|-----------------|---|
| 距離制運賃 | 特定大型車 | 初乗 1.8 kmまで 790 円 加算 254mまでを増すごとに 90 円 |
| | 大 型 車 | 初乗 1.8 kmまで 750 円 加算 271mまでを増すごとに 90 円 |
| | 普通車 | 初乗 1.8 kmまで 710 円 加算 291 mまでを増すごとに 90 円 |
| | 小 型 車 | 初乗 1.8 kmまで 690 円 加算 299mまでを増すごとに 90 円 |
| | 特定大型車 | 時速 10 km以下の走行時間につき、1 分 35 秒までごとに 90 円 |
| 時間距離 | 大 型 車 | 時速 10 km以下の走行時間につき、1 分 40 秒までごとに 90 円 |
| 併用運賃 | 普 通 車 | 時速 10 km以下の走行時間につき、1 分 45 秒までごとに 90 円 |
| | 小 型 車 | 時速 10 km以下の走行時間につき、1 分 50 秒までごとに 90 円 |
| 時間制運賃 | 特定大型車 | 30 分までごとに 3,750 円 |
| | 大 型 車 | 30 分までごとに 3,550 円 |
| | 普通車 | 30 分までごとに 3,350 円 |
| | 小 型 車 | 30 分までごとに 3,250 円 |
| 深夜・早 | 朝割増 | 22 時から 5 時まで 2 割増 |
| | | • 無料 |
| 迎 車 回 | 送料金 | ・回送距離について、1キロメートルを限度として実車扱いとす |
| | · - ·· - | వ 。 |
| (事業者によって異なります) | | ・回送距離について、1.8 キロメートルを限度として実車扱いと |
| | | し、初乗運賃額を限度とする。 |
| 障害者 | 割引 | (身障者・療育手帳にある写真を確認後に割引する) 1割引 |

山梨県タクシー協会

笛吹市石和町唐柏 1,000-7 電話 055-262-1212

タクシーご利用の皆様へ

毎度ご乗車ありがとうございます。

このたび、当地区のタクシー運賃が下記の通り改定され、 平成19年12月10日から実施することになりました。 業界は、安全輸送とサービスの向上に、より一層の努力を いたしますので、今後とも変わらぬご愛顧の程お願い申し 上げます。 A the IX

記

改 定 運 賃 (山梨県B地区)

| 種別 | 車 種 | 上 限 運 賃 及 び 料 金 |
|----------|-------|--|
| 距離制運賃 | 特定大型車 | 初乗 1.8 kmまで 790 円 加算 219mまでを増すごとに 90 円 |
| | 大 型 車 | 初乗 1.8 kmまで 750 円 加算 234mまでを増すごとに 90 円 |
| | 普通車 | 初乗 1.8 kmまで 710 円 加算 251mまでを増すごとに 90 円 |
| 時間距離併用運賃 | 特定大型車 | 時速 10 km以下の走行時間につき、1 分 20 秒までごとに 90 円 |
| | 大 型 車 | 時速 10 km以下の走行時間につき、1 分 25 秒までごとに 90 円 |
| | 普通車 | 時速 10 km以下の走行時間につき、1 分 30 秒までごとに 90 円 |
| 時間制運賃 | 特定大型車 | 30 分までごとに 3,820 円 |
| | 大 型 車 | 30 分までごとに 3,580 円 |
| | 普通車 | 30 分までごとに 3,350 円 |
| 深夜・早 | 朝割増 | 22 時から 5 時まで 2 割増 |
| 迎車回送料金 | | ・回送距離について、1.8 キロメートルを限度として実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする。 |
| 障 害 者 | 割引 | (身障者・療育手帳にある写真を確認後に割引する) 1割引 |

山梨県タクシー協会

笛吹市石和町唐柏 1,000-7 電話 055-262-1212